

青森県アスベスト問題対策 アクションプログラム

平成17年12月22日

(令和6年3月7日改訂)

青森県アスベスト問題対策本部

－ 目 次 －

アクションプログラムの策定にあたって

1	アクションプログラム策定の背景	1
(1)	社会的背景	
(2)	国におけるアスベスト問題の現状と対応	
(3)	本県における対応	
2	アクションプログラム策定の目的	3
(1)	策定の目的	
(2)	アクションプログラムの対策区分	
(3)	アクションプログラムの更新	
(4)	アクションプログラムの進行状況把握	

アクションプログラム

第1	アスベストに対する県民不安等への対応	4
1	相談体制等の整備	4
(1)	各種広報媒体による情報提供	
(2)	専門相談の実施	
(3)	アスベスト対策本部の運営等	
2	健康対策	7
(1)	健康不安への対応	
(2)	医療機関等における対応能力の向上	
(3)	労働者の健康被害防止対策と健康被害者への対応	
第2	アスベストの飛散防止等への対応	9
1	建築物対策	9
(1)	建物解体工事等に対する指導	
(2)	民間施設におけるアスベストの使用実態調査及び指導	
(3)	民間施設に対する支援	
2	環境対策	11
(1)	環境大気への飛散防止	
(2)	アスベスト濃度調査の強化・拡充	
3	廃棄物対策	13
(1)	アスベスト廃棄物の処理状況の実態把握	
(2)	アスベスト廃棄物の適正処理の推進	
4	公的施設対策	14
(1)	県有施設における実態調査及び対策の実施	
(2)	公的施設における実態調査及び指導等	
(3)	公的施設に係る関係機関との連携等	

アクションプログラムの策定にあたって

1 アクションプログラム策定の背景

(1) 社会的背景

平成17年6月以降、大手機械メーカー等からアスベストに係る健康被害状況が公表され、アスベストによる健康被害が社会問題化しています。県内においても、吹付けアスベストが使用された施設が確認されており、国民・県民のアスベストに対する健康や環境への不安が高まっています。

(2) 国におけるアスベスト問題の現状と対応

国では、平成17年7月29日に「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」を開き、アスベスト問題への当面の対応を取りまとめました。

これを受け、建築物の解体等の飛散防止を徹底するため、一定面積以上の建築物について知事への届出を義務づけている大気汚染防止法施行令が改正され、平成18年3月から届出対象が拡大されたほか、建築基準法においても平成18年10月からアスベスト等の使用禁止や増改築時の除去や封じ込めが義務づけられました。平成25年6月には大気汚染防止法が改正され、特定粉じん排出等作業実施の届出義務者の変更や解体等工事の事前調査・説明・掲示の義務付け、都道府県知事等による報告徴収及び立入検査の対象拡大、作業基準の改正などが盛り込まれ、令和2年6月の大気汚染防止法の改正では、規制対象を全ての石綿含有建材に拡大、事前調査の方法の法定化や事前調査結果の報告などが盛り込まれるなど、建築物・工作物の解体工事等に伴う石綿飛散防止対策が強化されました。

また、健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るため、平成18年3月に石綿による健康被害の救済に関する法律が施行されました。

※ 平成17年12月27日に「アスベスト問題に係る総合対策」を取りまとめた。(下表参照)

「アスベスト問題に係る総合対策」の概要	
隙間のない健康被害者の救済	○救済新法の制定 ○労災制度の周知徹底等 ○研究の推進等
今後の被害を未然に防止するための対応	○既存施設での除去等 ○解体時等の飛散・ばく露防止 ○アスベスト廃棄物の適正処理 ○アスベスト早期全面禁止
国民の有する不安への対応	○実態把握・国民への情報提供 ○健康相談等の対応

(3) 本県における対応

青森県では、平成17年7月14日に「アスベスト問題庁内連絡会議」を設置し、関係部局が情報を共有しながら、県有施設等におけるアスベストの使用実態把握、相談窓口の設置等の取組を行い、また、平成17年10月6日には、総合的な対策の推進等を目的とする「青森県アスベスト問題対策本部」を設置しました。

① アスベスト問題庁内連絡会議

《取組内容》

- ◇相談窓口の設置状況や相談事例等に関する情報交換
- ◇アスベスト問題に関する県民への情報提供
- ◇県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施

調査対象施設：県有施設、民有施設等を賃借している県の施設、県設立公社等
調査対象建材：吹付け石綿、吹付けロックウール、吹付けひる石（石綿障害予防規則に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの）、折板裏打ち石綿断熱材

◇吹付けアスベスト等に係る措置の選定基準等の策定

飛散のおそれ 室等の使用頻度	飛散のおそれ 大	飛散のおそれ 小	劣化・損傷 なし
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

A：速やかに、除去等の措置を行う。
B：早い時期に、封じ込め等の措置を行う。
C：使用状況等に応じて、除去・封じ込め・囲い込み等の措置を検討する。
D：点検、記録による管理をする。

② 青森県アスベスト問題対策本部

《対策本部の役割》

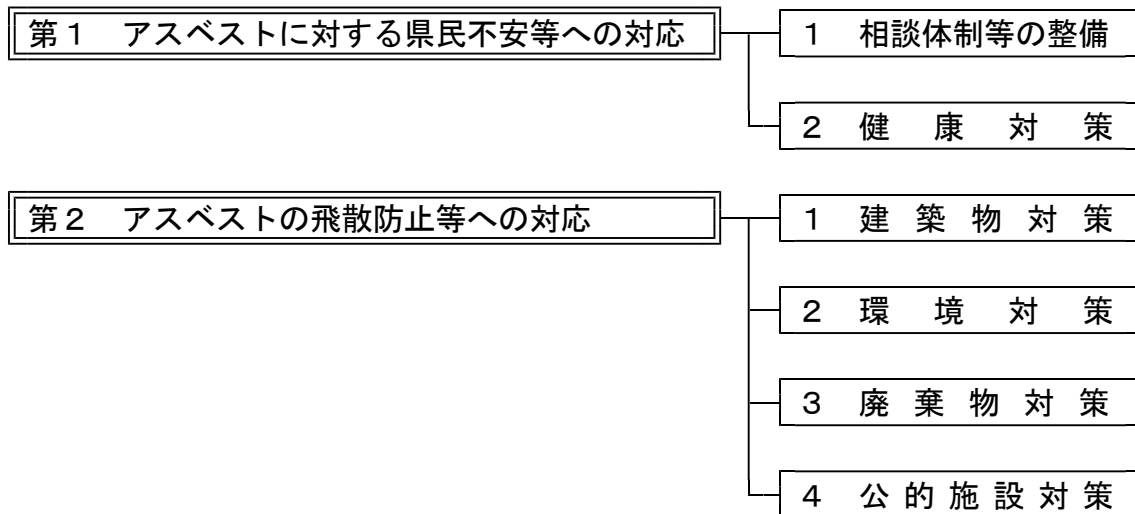
- ◇アスベスト問題に関する情報の収集
- ◇アスベスト調査結果の公表
- ◇アスベスト問題に関する総合的な対策の推進
- ◇その他アスベスト問題に関する重要事項の処理

2 アクションプログラム策定の目的

(1) 策定の目的

アクションプログラムは、県がアスベスト問題に関する対策を総合的に推進していくための具体的な事業や取組を明らかにしたうえで、全庁が一体となって本プログラムを推進することにより、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保することを目的としています。

(2) アクションプログラムの対策区分



(3) アクションプログラムの更新

アクションプログラムをホームページ等で情報提供することにより、県民が本県におけるアスベスト対策の現状を知ることができるものとしています。

このため、アクションプログラムの内容は、適宜更新を行うことにより、最新の情報を提供します。

(4) アクションプログラムの進行状況把握

対策本部は、各事業や取組等の進捗状況を把握しながら、総合的な対策の推進のために必要な検討・協議を行います。

アクションプログラム

【対策区分】第1 アスベストに対する県民不安等への対応

1 相談体制等の整備

(1) 各種広報媒体による情報提供

県のホームページや各種広報媒体で、アスベストに係る相談窓口や各種情報、対策の現況等を情報提供します。

(2) 専門相談の実施

アスベストに関わる健康相談や建築物相談、大気への飛散防止、廃棄物の処理などの各専門相談の窓口を設置し、相談内容に対して的確な相談に応じることで、県民の不安解消等に努めます。

(3) アスベスト対策本部の運営等

青森県アスベスト問題対策本部において、アスベスト問題に関する情報の収集や総合的な対策を推進します。

また、国や市町村、関係機関等との情報交換や連携を図り、効率的・効果的に対策を推進します。

(1) 各種広報媒体による情報提供

事業・取組	内 容	担当課
県広報による情報提供	県の広報媒体を活用して、アスベストに関する相談窓口などの情報を随時提供します。	環境保全課
県のホームページでの情報提供	県のホームページにおいて、「アスベストに関するQ & A」や相談窓口の紹介、関係機関情報、県有施設等の調査結果、対策の概況などを掲載し、随時更新しながら最新情報を提供します。 《アドレス》 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/kanho_asbestos.html	環境保全課
アスベスト問題に便乗したリフォーム詐欺への注意喚起	県消費生活センターにおいて、アスベスト問題に便乗したリフォーム詐欺に関する消費者相談に応じます。 また、必要に応じて、県消費生活センターのホームページで消費者に対する注意喚起を行います。 《アドレス》 https://www.aca.or.jp/	県民生活文化課

事業・取組	内 容	担当課
県有施設等における吹付けアスベスト等の使用実態を公表	<p>県有施設等及び県内施設における吹付けアスベスト等の使用実態調査結果を報道機関に随時公表します。</p> <p>また、すべての調査が終了後、結果を速やかに公表します。</p> <p>○平成17年度（環境保全課公表分） 11月2日, 15日, 28日、12月16日 2月1日（最終調査結果を公表）</p> <p>○平成18年度（環境保全課公表分） 2月16日（補足調査結果を公表）</p> <p>○平成20年度（環境省公表） 6月20日（補足調査結果を公表）</p> <p>○平成21年度（環境保全課公表分） 5月29日（補足調査結果を公表）</p>	環境保全課 関係各課
学校等における吹付けアスベスト等の使用実態を公表	<p>県教育庁及び市町村教育委員会が所管する学校等の吹付けアスベスト等の使用実態を報道機関に随時公表します。</p> <p>また、すべての調査が終了後、結果を速やかに公表します。</p> <p>○平成17年度 9月9日, 14日, 21日, 28日、10月19日、11月15日 2月15日（最終調査結果を公表）</p>	学校施設課

（２）専門相談の実施

事業・取組	内 容	担当課
大気への飛散防止に関する相談対応	<p>建築物等の解体等に伴う大気へのアスベスト飛散に関する相談について、環境保全課及び各地域県民局環境管理部を相談窓口として、各種相談に応じます。</p> <p>○これまでの主な相談項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析機関に関する相談 ・環境・建材等に関する相談 ・処分先等に関する相談 	環境保全課
健康不安に対する相談窓口の設置	<p>アスベストによる健康不安に対する相談について、各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）を相談窓口として、各種相談に応じます。</p> <p>また、石綿セメント管（水道管）工事に関する相談について、保健衛生課を窓口として、各種相談に応じます。</p>	保健衛生課 がん・生活習慣病対策課
建築物のアスベストに関する相談窓口の開設	<p>建築物に関する相談について、建築住宅課及び各地域県民局地域整備部建築指導課を相談窓口として、各種相談に応じます。</p> <p>○これまでの主な相談項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅関係の相談 	建築住宅課
相談体制の充実及び連携強化	<p>これまでの相談内容をもとに「アスベストに関するQ&A」を追加・改訂し相談体制の充実を図るとともに、各種相談に対して、相談窓口間又は関係各機関での的確な引き継ぎを行い、適切な対応に努めます。</p> <p>また、労災に関する相談の場合は、最寄りの労働基準監督署を紹介します。</p>	環境保全課 関係各課

(3) アスベスト対策本部の運営等

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト問題 庁内連絡会議の 開催	アスベスト問題庁内連絡会議を設置し、関係部局が情報を共有し、県有施設等におけるアスベストの使用実態把握等の取組を行いました。(青森県アスベスト問題対策本部の設置により解散) ○平成17年度 4回(7月14日、20日、8月2日、9月13日)	環境保全課
青森県アスベ スト問題対策本 部の開催	青森県アスベスト問題対策本部を設置・開催し、アスベスト問題に関する総合的な対策の推進等を図ります。 ○平成17年度 4回(10月6日、11月2日、12月22日、2月21日) ○平成18年度 1回(6月2日) ○平成19年度 1回(11月5日) ○平成20年度 1回(11月5日) ○平成29年度 1回(2月6日)	環境保全課
アスベスト対策 の推進のための 国に対する要望	国民・県民の安心・安全を確保する立場から、総合的な対策を国の責任において早期に講じること等を要望します。 ○平成17年度 7月14日「アスベストによる健康被害に関する緊急要望」全国知事会 10月13日「アスベスト対策の推進について」青森県 10月27日「アスベスト対策の強化に関する緊急提言」全国知事会 11月15日「アスベスト対策に関する緊急アピール」北海道東北地方知事会 11月30日「石綿による健康被害の救済に係る費用負担に関する申し入れ」全国知事会 ○平成18年度～令和5年度 「アスベスト対策の推進について」全国知事会	環境保全課 関係各課
アスベスト問題 に関する市町村 との連携	アスベスト問題に関する相談内容や応答等について市町村と情報を交換するなど、市町村との連携を図ります。 また、法令等の改正など市町村に関係する情報を速やかに提供します。	環境保全課 関係各課

【対策区分】第1 アスベストに対する県民不安等への対応

2 健康対策

(1) 健康不安への対応

健康不安に対する相談に応じるとともに、健康不安のある方には医療機関での受診を勧めるなど、状況に応じて対応を的確に行います。

(2) 医療機関等における対応能力の向上

アスベスト関連疾患の早期発見にも繋がる肺がん検診の胸部X線写真の読影技術向上のための研修などを行います。

(3) 労働者の健康被害防止対策と健康被害者への対応

労働者の健康被害防止のための情報提供や普及啓発を行うとともに、健康被害者からの相談に対しては関係機関を紹介するなど適切に対応します。

(1) 健康不安への対応

事業・取組	内 容	担当課
健康不安に対する相談窓口の設置〔再掲〕	アスベストによる健康不安に対する相談について、各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）を相談窓口として、各種相談に応じます。 また、石綿セメント管（水道管）工事に関する相談について、保健衛生課を窓口として、各種相談に応じます。	保健衛生課 がん・生活習慣病対策課
市町村等の健康診査の実施支援	市町村等が実施する肺がん検診において、アスベスト関連疾患を含むなんらかの異常が見られた場合には、市町村等の実施主体が精密検査を勧めています。	がん・生活習慣病対策課
健康相談の実施支援	健康不安に対する健康相談を引き続き実施する中で、市町村・各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）に直接来所された方に対しては、必要に応じて問診票で問診を行い、医療機関で受診する際に問診票を持参させます。	がん・生活習慣病対策課
アスベスト関連疾患に対応する医療機関の紹介	アスベスト関連疾患については、（独）労働者健康安全機構が設置する労災病院（アスベスト疾患センター）等に対応しています。	がん・生活習慣病対策課 環境保全課

(2) 医療機関等における対応力の向上

事業・取組	内 容	担当課
読影技術の研修	アスベスト関連疾患の発見にも繋がる肺がん検診の胸部X線写真読影精度向上のため、検診に従事する医師等を対象とした研修を実施します。	がん・生活習慣病対策課

(3) 労働者の健康被害防止対策と健康被害者への対応

事業・取組	内 容	担当課				
アスベスト製造事業所及び健康被害の実態把握	<p>経済産業省の調査結果、過去、県内にあったとされる2事業所に係る健康被害等について追跡調査を行いました。</p> <p>○結果状況</p> <table border="1"> <tr> <td>日東石膏ボード(株) (S54~60)</td> <td>健康被害は確認されていない</td> </tr> <tr> <td>新東洋石膏板(株) (S45~61)</td> <td>健康被害は確認されていない</td> </tr> </table>	日東石膏ボード(株) (S54~60)	健康被害は確認されていない	新東洋石膏板(株) (S45~61)	健康被害は確認されていない	環境保全課
日東石膏ボード(株) (S54~60)	健康被害は確認されていない					
新東洋石膏板(株) (S45~61)	健康被害は確認されていない					
従業員に対する健康被害防止対策の普及啓発	<p>アスベストが使用された建築物等の解体等を行う関係団体に対し、従業員に対する関係法令に基づき健康被害防止対策を図るよう普及啓発を図ります。</p> <p>○ホームページに掲載</p>	環境保全課				
消防機関に対するアスベストに係る情報提供	<p>消防職団員がアスベストを使用した建築物における消防活動を行う場合に、アスベストばく露の可能性を考慮し、県内におけるアスベスト使用施設の実態等について情報提供を行います。</p>	消防保安課				
労働者に対する労災補償相談の対応	<p>健康被害を受けている労働者からの労災補償制度に関する相談に対して、所管の労働基準監督署を紹介します。</p>	労政・能力開発課				
労災補償を受けずに死亡した労働者等に対する相談対応	<p>労災補償を受けずに死亡した労働者、家族等に関する救済制度の相談に対して、所管の労働基準監督署を紹介します。</p>	労政・能力開発課				
健康被害救済制度による健康被害者等への対応	<p>健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るため、健康被害救済制度について県の広報媒体やホームページで周知を図ります。</p> <p>また、各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）で、石綿健康被害救済制度における救済給付の相談及び申請・請求の受付対応をします。</p>	環境保全課 健康福祉政策課 がん・生活習慣病対策課				
健康被害救済制度（特別遺族弔慰金等）の周知事業を実施	<p>石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況に関して、法施行前に石綿による指定疾病にかかり死亡した者の遺族による特別遺族弔慰金等の請求が低迷していることから、中皮腫死亡者の遺族に対し、平成20年度に周知事業を実施しました。</p>	環境保全課 健康福祉政策課				

【対策区分】第2 アスベストの飛散防止等への対応

1 建築物対策

(1) 建築物等の解体等工事に対する指導

アスベストが使用されている建築物等の解体等工事が関係法令等に基づき適正に行われるよう普及啓発・指導を行います。

(2) 民間施設におけるアスベストの使用実態調査及び指導

国からの調査依頼等も踏まえ、使用実態を把握し、必要な指導、助言を行います。

(3) 民間施設に対する支援

多数の者が利用する建築物への調査や改修事業に対する国の補助制度の普及に努めます。

(1) 建築物等の解体等工事に対する指導

事業・取組	内 容	担当課
大気汚染防止法関係法令の周知徹底	大気汚染防止法に基づき、建築物等の解体等工事の前にアスベストの使用の有無について事前調査の義務があること、アスベストを使用した建築物等の解体・改造・補修作業（特定粉じん排出等作業）に当たり届出義務があること、特定粉じん排出等作業に作業基準の遵守義務があることなど、アスベストの規制について周知を図ります。	環境保全課
建設リサイクル法対象工事の事前措置の指導	建築物及び建築物以外のもの（土木工事等）の解体・新築等について、届出時の事前調査のうち、吹付アスベスト等の特定建設資材に付着したものの有無の調査実施の確認を行います。	整備企画課 建築住宅課
建築基準法関係法令の適切な運用	建築確認・検査等を通じて、建築基準法令の適切な運用を図ります。	建築住宅課

(2) 民間使用実態調査及び指導

事業・取組	内 容	担当課																
<p>民間施設の実態調査 【国土交通省関係】</p>	<p>昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされている大規模（1,000㎡以上）な建築物に対し調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>また、平成21年度以降、昭和31年から昭和55年までに施工された民間建築物の小規模（1,000㎡未満）建築物についても、吹付けアスベストの使用状況調査等の検討を行います。</p> <p>○結果状況（1,000㎡以上、R5.3.7現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 564 1193 842"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>1,910</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>1,903</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>指導により対応済みの建築物数</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>未対応の建築物数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>指導により対応予定の建築物数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>指導中の建築物数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>指導予定の建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	1,910	調査報告のあった建築物数	1,903	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	180	指導により対応済みの建築物数	171	未対応の建築物数	9	指導により対応予定の建築物数	2	指導中の建築物数	7	指導予定の建築物数	0	<p>建築住宅課</p>
調査対象の建築物数	1,910																	
調査報告のあった建築物数	1,903																	
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	180																	
指導により対応済みの建築物数	171																	
未対応の建築物数	9																	
指導により対応予定の建築物数	2																	
指導中の建築物数	7																	
指導予定の建築物数	0																	

(3) 民間施設に対する支援

事業・取組	内 容	担当課
<p>既存建築物のアスベスト改修事業等の補助制度の周知</p>	<p>民間建築物のアスベスト対策工事等に対する国の補助制度が創設されたことから、補助事業主体となる市町村に対し、積極的に取り組むように補助制度の周知に努めます。</p>	<p>建築住宅課</p>

【対策区分】 第2 アスベストの飛散防止等への対応

2 環境対策

(1) 環境大気への飛散防止

アスベストが使用されている建築物等の解体等工事に対する監視やアスベストに係る大気モニタリングを強化し、環境大気への飛散防止に努めます。

(2) アスベスト濃度調査の強化・拡充

特定粉じん排出等作業の現場周辺におけるアスベスト濃度調査に迅速に対応するため、調査分析体制の強化等を図ります。

(1) 環境大気への飛散防止

事業・取組	内 容	担当課
大気環境モニタリング調査の実施	住宅地域、商業地域、廃棄物処分場周辺地域等について、大気環境モニタリング調査を実施し、環境大気中のアスベスト濃度を把握します。	環境保全課
大気汚染防止法による監視強化	アスベストが使用されている建築物等の解体・改造・補修作業（特定粉じん排出等作業）に対して、各地域県民局環境管理部が立入調査や指導を行う等、監視を強化します。	環境保全課
大気汚染防止法関係法令の改正に係る情報収集等	<p>大気汚染防止法関係法令の改正に伴い、県として必要な対策を実施します。</p> <p>○施行令、施行規則の改正（平成18年3月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の対象となる特定建築材料に石綿を含有する断熱材等を追加 規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正（工事の施工者に対する掲示の義務付け等） <p>○法、施行令、施行規則の改正（平成18年10月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の対象に工作物を追加 <p>○法、施行令、施行規則の改正（平成26年6月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を工事の施工者から工事の発注者又は自主施工者に変更 解体等工事の受注者及び自主施工者に対する石綿使用の有無についての事前調査、発注者に対する説明、解体等工事の場所への掲示の義務付け 都道府県知事等による報告徴収及び立入検査の対象拡大 作業基準の改正（負圧管理の徹底、集じん・排気装置の正常稼働の確認とその記録） <p>○法、施行令、施行規則の改正（令和3年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の対象となる特定建築材料を石綿を含有するすべての建材に拡大 作業基準の改正（石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等の追加等） 事前調査の方法を法定化（書面調査、目視調査及び分析調査） 事前調査結果の都道府県等への報告（令和4年4月1日施行） 直接罰の創設、罰則の対象拡大 作業記録の作成、作業後の取り残し確認及び作業記録の保存を義務化 都道府県等による立入検査の対象拡大 等 	環境保全課

(2) アスベスト濃度調査の強化・拡充

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト濃度調査の強化・拡充	<p>環境保健センター及び各地域県民局環境管理部が行うアスベスト濃度調査体制を強化・拡充し、特定粉じん排出等作業の現場周辺におけるアスベスト濃度調査に迅速に対応します。</p> <p>○平成17年度：アスベスト濃度調査に係る試料採取用機材及び分析機器の整備</p> <p>○平成18年度：環境管理事務所（現地域県民局環境管理部）等の人員増によるアスベスト対策の体制強化</p>	環境保全課

【対策区分】第2 アスベストの飛散防止等への対応

3 廃棄物対策

(1) アスベスト廃棄物の処理状況の実態把握

アスベスト廃棄物の処理状況を調査し、その実態把握を行います。

(2) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理業者や排出事業者、関係団体等に対し、アスベスト廃棄物の適正処理のための普及啓発、指導を行います。

(1) アスベスト廃棄物の処理状況の実態把握

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト廃棄物の処理状況の調査	<p>特別管理産業廃棄物処理業者に対し特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等の処理状況を調査します。</p> <p>○調査結果（R4年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理量 溶融処理 491トン/年 埋立処理 131トン/年 	環境保全課

(2) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等に対する立入検査の実施	<p>アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等に対して立入検査を行い、その適正処理が確保されるよう、指導の強化・徹底を図ります。</p> <p>特に解体現場等から発生した石綿含有産業廃棄物の処理については、他の廃棄物が混入することがないように分別して保管、運搬する等により事業者から破砕業者等処理業者はその破砕処理を委託されることがないように、また、再生砕石を製造する破砕業者等処理業者が受入時における確認を徹底する等により石綿含有産業廃棄物が混入し又は混入のおそれのあるがれき類の受入れが行われないよう指導の強化に努めます。</p>	環境保全課
石綿含有産業廃棄物の適正処理に関する指導	<p>石綿含有産業廃棄物については、その取扱い方によっては、表面及び破断面からアスベストが飛散するおそれがあることから、産業廃棄物の処理基準について立入検査等を通じ指導の徹底に努めます。</p>	環境保全課
アスベスト廃棄物の適正処理に関する普及啓発	<p>毎年県内各地において、排出事業者を対象に廃棄物処理法説明会を開催しており、その中でアスベスト廃棄物の適正処理について周知徹底を図ります。</p>	環境保全課

【対策区分】第2 アスベストの飛散防止等への対応

4 公的施設対策

(1) 県有施設における実態調査及び対策の実施

県が有する全施設について使用実態を調査し、アスベスト使用施設については、吹付けアスベスト等に係る措置の選定基準（2頁参照）に基づき、対策を行います。なお、県有施設における使用実態調査は、アスベストの規制対象の改正等により、これまでに4回実施しています。

平成17年度 : アスベストによる健康被害が社会問題化したことから、全県有施設について使用実態を調査
 平成18年度 : アスベストの規制対象が「1%超含有」から「0.1%超含有」に拡大されたことに伴う再調査
 平成19～20年度 : トレモライト等が検出されている事例を受けて、トレモライト等の含有の有無を再調査
 平成21年度 : 県有施設において吹付けアスベスト等の使用が判明したことに伴う再調査

(2) 公的施設における実態調査及び指導等

国からの調査依頼等も踏まえ、使用実態を把握し、必要な指導、助言を行います。

(3) 公的施設に係る関係機関との連携等

公的施設等における対策が円滑に講じられるよう、国への要望や市町村等への情報提供など関係機関との連携等を図ります。

(1) 県有施設における実態調査及び対策の実施

※ 令和5年12月末現在の状況。

事業・取組	内 容	担当課													
総務部所管施設の調査・対策	<p>総務部が所管する35県有施設についての実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果 3施設について使用が判明しています。 C区分：八戸合同庁舎、弘前合同庁舎、五所川原合同庁舎</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="3">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th>使用有り措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>3 C</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八戸合同庁舎については平成17年度に除去済みです。 ・弘前合同庁舎については平成17年度に囲い込み済みです。 ・五所川原合同庁舎については平成20年度に除去済みです。 	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数			H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分	35	26	0	6	3 C	総務部 関係各課
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数											
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分											
35	26	0	6	3 C											

事業・取組	内 容	担当課																										
企画政策部所管施設の調査・対策	<p>企画政策部が所管する1県有施設及び1県出資法人の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>1施設について吹付け等があることが判明していますが、アスベストの使用はありませんでした。</p> <table border="1" data-bbox="411 421 1193 562"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等がない施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <th colspan="2">措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等がない施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り						措置区分		2	1	0	1	0	-	企画政策部関係各課				
所管施設数	吹付け等がない施設数			吹付け等がある施設数																								
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																								
				措置区分																								
2	1	0	1	0	-																							
環境生活部所管施設の調査・対策	<p>環境生活部が所管する14県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>1施設について使用が判明しています。</p> <p>B区分：環境保健センター</p> <table border="1" data-bbox="411 835 1193 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等がない施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <th colspan="2">措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保健センターについては、平成18年度に除去済みです。 	所管施設数	吹付け等がない施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り						措置区分		14	13	0	0	1	B	環境生活部関係各課				
所管施設数	吹付け等がない施設数			吹付け等がある施設数																								
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																								
				措置区分																								
14	13	0	0	1	B																							
健康福祉部所管施設の調査・対策	<p>健康福祉部が所管する20県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>4施設について使用が判明しています。</p> <p>B区分：さわらび療育福祉センター</p> <p>C区分：身体障害者福祉センターねむのき会館、県民福祉プラザ</p> <p>D区分：青森福祉庁舎</p> <p>平成17年度調査以前措置済：子ども自立センターみらい</p> <table border="1" data-bbox="411 1391 1193 1599"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等がない施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <th colspan="2">措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">20</td> <td rowspan="3">14</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3">1</td> <td>1</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども自立センターみらいについては平成2年度に囲い込み済みです。 さわらび療育福祉センターについては平成19年度に除去済みです。 身体障害者福祉センターねむのき会館については平成21年度に除去済みです。 県民福祉プラザについては、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて措置を検討します。 青森福祉庁舎については、定期的な点検、記録により管理を行います。 	所管施設数	吹付け等がない施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り						措置区分		20	14	1	1	1	B	2	C	1	D	健康福祉部関係各課
所管施設数	吹付け等がない施設数			吹付け等がある施設数																								
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																								
				措置区分																								
20	14	1	1	1	B																							
				2	C																							
				1	D																							

事業・取組	内 容	担当課																
商工労働部所管施設の調査・対策	<p>商工労働部が所管する10県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>1施設について吹付け等があることが判明していますが、アスベストの使用はありませんでした。</p> <table border="1" data-bbox="411 456 1193 595"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等がない施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査時措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度以前に囲い込み済みの旧名古屋情報センター（賃借物件）については、平成30年度に移転しており、移転後のビルではアスベストの使用はありません。 	所管施設数	吹付け等がない施設数	吹付け等がある施設数				H17調査時措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分		10	9	0	1	0	-	商工労働部 関係各課
所管施設数	吹付け等がない施設数			吹付け等がある施設数														
		H17調査時措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分														
10	9	0	1	0	-													
観光国際戦略局所管施設の調査・対策	<p>観光国際戦略局が所管する23県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>いずれの施設も吹付け等がないことが判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1010 1193 1149"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等がない施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等がない施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分		23	23	0	0	0	-	観光国際戦略局 関係各課
所管施設数	吹付け等がない施設数			吹付け等がある施設数														
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分														
23	23	0	0	0	-													
エネルギー総合対策局所管施設の調査・対策	<p>エネルギー総合対策局が所管する1県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>吹付け等がないことが判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="379 1391 1177 1529"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等がない施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り措置区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等がない施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分		1	1	0	0	0	-	エネルギー開発 振興課
所管施設数	吹付け等がない施設数			吹付け等がある施設数														
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り措置区分														
1	1	0	0	0	-													

事業・取組	内 容	担当課																						
農林水産部所管施設の調査・対策	<p>農林水産部が所管する44県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>4施設について使用が判明しています。</p> <p>A区分：西北地域県民局農林水産部つがる家畜保健衛生所、下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所</p> <p>C区分：三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎</p> <p>D区分：西北地域県民局地域農林水産部旧鱒ヶ沢庁舎</p> <table border="1" data-bbox="411 560 1193 768"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">44</td> <td rowspan="3">38</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">2</td> <td colspan="2">措置区分</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所は平成17年度に除去済みです。 ・下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所は平成18年度に除去済みです。 ・三八地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎は平成20年度に囲い込み済みです。 ・旧天間ダム管理所は令和4年度に除去し、解体撤去済みです。 ・西北地域県民局地域農林水産部旧鱒ヶ沢庁舎は、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて措置を検討します。平成29年11月に庁舎を移転した後も、半年に1度の目視点検を行います。 ・三八地域県民局農林水産部旧三戸普及分室は平成18年度に囲い込み措置済みです。なお、当該施設は平成19年度に三戸町に譲渡しております。 	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り		44	38	0	2	措置区分		2	A	1	C	1	D	農林水産部関係各課
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数																				
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																				
44	38	0	2	措置区分																				
				2	A																			
				1	C																			
1	D																							

事業・取組	内 容	担当課																						
県土整備部所管施設（公営企業分を含む）の調査・対策	<p>県土整備部が所管する78県有施設について実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>5施設について使用が判明しています。</p> <p>B区分：桜川団地（B、D棟）、小沢団地（C、D、F棟）、小沢第二団地（H、J、K棟）、城東団地（イ、ロ、ニ棟）、是川団地（50、51、52、54号棟）</p> <table border="1" data-bbox="411 526 1193 667"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">措置区分</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td>51</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 小沢団地（D棟）については、平成17年度に囲い込み済みです。小沢団地（C、F棟）については、平成18年度に囲い込み済みです。 是川団地（50号棟）については、平成17年度に囲い込み済みです。是川団地（51、52、54号棟）については、平成18年度に囲い込み済みです。 桜川団地（B、D棟）、小沢第二団地（H、J、K棟）、城東団地（イ、ロ、ニ棟）については、平成18年度に囲い込み済みです。 平成17年度に囲い込み済みの小柳団地（C棟）については、平成29年度にアスベストを除去し、解体撤去しています。 	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り						措置区分		78	51	0	22	5	B	県土整備部 関係各課
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数																				
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																				
				措置区分																				
78	51	0	22	5	B																			
病院局所管施設の調査・対策	<p>病院局が所管する4県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>1施設において吹付け等があることが判明しましたが、アスベスト等の使用はありませんでした。</p> <table border="1" data-bbox="411 1288 1193 1429"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">措置区分</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り						措置区分		4	3	0	1	0	-	病院局
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数																				
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																				
				措置区分																				
4	3	0	1	0	-																			
危機管理局所管施設の調査・対策	<p>危機管理局が所管する12県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>いずれの施設も吹付け等が無いことが判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1697 1193 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査以前措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">措置区分</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数				H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り						措置区分		12	12	0	0	0	-	危機管理局
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数																				
		H17調査以前措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																				
				措置区分																				
12	12	0	0	0	-																			

事業・取組	内 容	担当課																										
教育委員会所管施設の調査・対策	<p>教育委員会が所管する147県有施設(県立学校等)の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>15施設について使用が判明しています。</p> <p>A区分：大間高校、七戸養護学校、埋蔵文化財調査センター</p> <p>B区分：青森中央高校、八戸東高校、八戸工業高校、八戸水産高校、梵珠少年自然の家、種差少年自然の家、青森県総合運動公園</p> <p>C区分：三本木農業恵拓高校、三沢商業高校、浪岡養護学校、青森県総合社会教育センター、郷土館</p> <table border="1" data-bbox="411 591 1193 797"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査時措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">147</td> <td rowspan="3">101</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">31</td> <td>3</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>C</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6"> <p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大間高校、七戸養護学校、埋蔵文化財調査センター、青森中央高校、八戸東高校、八戸工業高校、八戸水産高校、梵珠少年自然の家、種差少年自然の家、青森県総合運動公園については、平成17年度に除去済みです。 三沢商業高校、青森県総合社会教育センター、郷土館については平成18年度に除去済みです。 三本木農業恵拓高校（階段塔屋天井）については平成18年度に囲い込み済みです。同（寄宿舎）については、囲い込み状態であるが、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて除去等の措置を検討します。 浪岡養護学校（渡り廊下天井裏）については、囲い込み状態であるが、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて除去等の措置を検討します。 平成17年度に除去済みの旧下北少年自然の家については、平成20年度にむつ市に譲渡しています。 平成17年度に除去済みの旧鶴田高校については、令和5年度に鶴田町に譲渡しています。 平成18年度に除去済みの旧教育センターについては、平成23年度に解体撤去しています。 平成18年度に除去済みの旧青森北高校今別校舎については、令和4年度に今別町に譲渡しています。 </td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数				H17調査時措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り		147	101	0	31	3	A	7	B	5	C	<p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大間高校、七戸養護学校、埋蔵文化財調査センター、青森中央高校、八戸東高校、八戸工業高校、八戸水産高校、梵珠少年自然の家、種差少年自然の家、青森県総合運動公園については、平成17年度に除去済みです。 三沢商業高校、青森県総合社会教育センター、郷土館については平成18年度に除去済みです。 三本木農業恵拓高校（階段塔屋天井）については平成18年度に囲い込み済みです。同（寄宿舎）については、囲い込み状態であるが、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて除去等の措置を検討します。 浪岡養護学校（渡り廊下天井裏）については、囲い込み状態であるが、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて除去等の措置を検討します。 平成17年度に除去済みの旧下北少年自然の家については、平成20年度にむつ市に譲渡しています。 平成17年度に除去済みの旧鶴田高校については、令和5年度に鶴田町に譲渡しています。 平成18年度に除去済みの旧教育センターについては、平成23年度に解体撤去しています。 平成18年度に除去済みの旧青森北高校今別校舎については、令和4年度に今別町に譲渡しています。 						学校施設課
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数																								
		H17調査時措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																								
147	101	0	31	3	A																							
				7	B																							
				5	C																							
<p>○措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 大間高校、七戸養護学校、埋蔵文化財調査センター、青森中央高校、八戸東高校、八戸工業高校、八戸水産高校、梵珠少年自然の家、種差少年自然の家、青森県総合運動公園については、平成17年度に除去済みです。 三沢商業高校、青森県総合社会教育センター、郷土館については平成18年度に除去済みです。 三本木農業恵拓高校（階段塔屋天井）については平成18年度に囲い込み済みです。同（寄宿舎）については、囲い込み状態であるが、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて除去等の措置を検討します。 浪岡養護学校（渡り廊下天井裏）については、囲い込み状態であるが、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて除去等の措置を検討します。 平成17年度に除去済みの旧下北少年自然の家については、平成20年度にむつ市に譲渡しています。 平成17年度に除去済みの旧鶴田高校については、令和5年度に鶴田町に譲渡しています。 平成18年度に除去済みの旧教育センターについては、平成23年度に解体撤去しています。 平成18年度に除去済みの旧青森北高校今別校舎については、令和4年度に今別町に譲渡しています。 																												

事業・取組	内 容	担当課																																				
<p>警察本部所管施設の調査・対策</p>	<p>警察本部が所管する283県有施設の実態調査及び対策は以下のとおりです。</p> <p>○調査結果</p> <p>5施設について使用が判明しています。</p> <p>B区分：警察本部、旧三戸警察署、交通管制センター</p> <p>C区分：弘前警察署、黒石警察署</p> <table border="1" data-bbox="411 465 1193 622"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管施設数</th> <th rowspan="2">吹付け等が無い施設数</th> <th colspan="4">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th>H17調査時措置済</th> <th>使用無し(0.1%以下)</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">283</td> <td rowspan="2">267</td> <td rowspan="2">0</td> <td rowspan="2">11</td> <th colspan="2">措置区分</th> </tr> <tr> <td>3</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>2</td> <td>C</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">○措置対策</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> 警察本部（法医科研究室）については、平成17年度に除去済みです。警察本部（立体駐車場外壁止めアングル）については、平成21年度に除去済みです。警察本部（渡り廊下天井裏）については、平成29年度に除去済みです。警察本部（5階機械室天井スラブ）については、令和4年度に除去済みです。警察本部（外壁アングル）及び8階廊下天井スラブについては、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて措置を検討します。 旧三戸警察署については、平成17年度に除去済みです。 交通管制センターについては、平成18年度に除去済みです。 弘前警察署、黒石警察署については、平成21年度に除去済みです。 </td> </tr> </tbody> </table>	所管施設数	吹付け等が無い施設数	吹付け等がある施設数				H17調査時措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り		283	267	0	11	措置区分		3	B					2	C	○措置対策						<ul style="list-style-type: none"> 警察本部（法医科研究室）については、平成17年度に除去済みです。警察本部（立体駐車場外壁止めアングル）については、平成21年度に除去済みです。警察本部（渡り廊下天井裏）については、平成29年度に除去済みです。警察本部（5階機械室天井スラブ）については、令和4年度に除去済みです。警察本部（外壁アングル）及び8階廊下天井スラブについては、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて措置を検討します。 旧三戸警察署については、平成17年度に除去済みです。 交通管制センターについては、平成18年度に除去済みです。 弘前警察署、黒石警察署については、平成21年度に除去済みです。 						<p>警察本部 関係各課</p>
所管施設数	吹付け等が無い施設数			吹付け等がある施設数																																		
		H17調査時措置済	使用無し(0.1%以下)	使用有り																																		
283	267	0	11	措置区分																																		
				3	B																																	
				2	C																																	
○措置対策																																						
<ul style="list-style-type: none"> 警察本部（法医科研究室）については、平成17年度に除去済みです。警察本部（立体駐車場外壁止めアングル）については、平成21年度に除去済みです。警察本部（渡り廊下天井裏）については、平成29年度に除去済みです。警察本部（5階機械室天井スラブ）については、令和4年度に除去済みです。警察本部（外壁アングル）及び8階廊下天井スラブについては、定期的な点検、記録により管理し、使用状況等に応じて措置を検討します。 旧三戸警察署については、平成17年度に除去済みです。 交通管制センターについては、平成18年度に除去済みです。 弘前警察署、黒石警察署については、平成21年度に除去済みです。 																																						
<p>県有施設における煙突断熱材の調査・対策について</p>	<p>県有施設のボイラー煙突において、石綿含有断熱材の使用状況等の実態調査を実施し、断熱材の剥離・落下が確認された場合は改修等の措置を講じます。</p> <p>○調査結果</p> <p>16本について使用が判明しています。</p> <p>○措置対策</p> <p>昨年度から継続調査している煙突において、点検・記録により管理が行われており、断熱材の剥離・落下がないことを確認しています。</p> <p>身体障害者福祉センターねむのき会館については、令和3年8月に除去済みです。</p> <p>当農大学校については、令和4年度に解体撤去済みです。</p>	<p>総務部 健康福祉部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 危機管理局 教育委員会 病院局 警察本部</p>																																				
<p>県有学校施設等における保温材等の調査・対策について【文部科学省】</p>	<p>学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）を実施しました。今後は、定期的な点検を行い、使用状況に応じて除去等の措置を検討します。</p> <p>○結果状況（対象施設数はH30.10.1現在）</p> <table border="1" data-bbox="387 1525 1206 1715"> <tbody> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>露出保温材等がある施設数</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>措置済状態</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>措置済ではない状態</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象施設数	177	調査中の施設数	0	調査結果が判明した施設数	177	露出保温材等がある施設数	81	措置済状態	81	措置済ではない状態	0	<p>学校施設課</p>																								
調査対象施設数	177																																					
調査中の施設数	0																																					
調査結果が判明した施設数	177																																					
露出保温材等がある施設数	81																																					
措置済状態	81																																					
措置済ではない状態	0																																					
<p>県発注解体工事における特記仕様書の見直し</p>	<p>県発注解体工事において、アスベスト含有建材の適正な処理等が実施されるよう、「石綿障害予防規則」等の改正を踏まえて特記仕様書の見直しを行っています。</p>	<p>財産管理課</p>																																				
<p>県発注解体工事における積算基準類の整理</p>	<p>県発注解体工事において、アスベスト除去に係る費用を適正に計上するため、積算基準類を整理しています。</p>	<p>財産管理課</p>																																				

(2) 公的施設における実態調査及び指導等

事業・取組	内 容	担当課																																																														
<p>市町村所有施設における使用実態調査【総務省調査】</p>	<p>市町村所有の建築物について、吹付けアスベスト等の使用施設数及びその処理状況を調査し、その調査結果を踏まえ、市町村に対し、必要に応じ除去や封じ込め等の必要な措置を助言します。</p> <p>○吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール使用状況結果 (R5. 4. 1現在)</p> <table border="1" data-bbox="424 495 1193 880"> <tr><td>調査対象施設数</td><td>4,795</td></tr> <tr><td>調査未実施施設数</td><td>216</td></tr> <tr><td>調査実施済施設数</td><td>4,579</td></tr> <tr><td>アスベスト使用の施設数</td><td>176</td></tr> <tr><td>撤去済み</td><td>50</td></tr> <tr><td>撤去未了</td><td>126</td></tr> <tr><td>ばく露防止措置済み</td><td>9</td></tr> <tr><td>ばく露防止措置未了</td><td>117</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれなし</td><td>107</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれがあるが必要な対策済み</td><td>7</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれがあるが対策実施未了</td><td>3</td></tr> </table> <p>○石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材等使用状況結果 (R5. 4. 1現在)</p> <table border="1" data-bbox="424 943 1193 1675"> <tr><td>調査対象施設</td><td>4,795</td></tr> <tr><td>調査未実施施設数</td><td>427</td></tr> <tr><td>調査実施済施設数</td><td>4,368</td></tr> <tr><td>石綿含有保温材等使用の施設数(目視・設計図書等による調査)</td><td>176</td></tr> <tr><td>撤去済み</td><td>31</td></tr> <tr><td>撤去未了</td><td>145</td></tr> <tr><td>ばく露防止措置済み</td><td>3</td></tr> <tr><td>ばく露防止措置未了</td><td>142</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれなし</td><td>135</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれがあるが必要な対策済み</td><td>1</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれがあるが対策実施未了</td><td>6</td></tr> <tr><td>石綿含有保温材等の使用の判断ができなかった施設 (目視・設計図書等による調査)</td><td>185</td></tr> <tr><td>専門的調査の結果石綿含有保温材等の使用が判明した施設</td><td>45</td></tr> <tr><td>撤去済み</td><td>0</td></tr> <tr><td>撤去未了</td><td>45</td></tr> <tr><td>ばく露防止措置済み</td><td>1</td></tr> <tr><td>ばく露防止措置未了</td><td>44</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれなし</td><td>43</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれがあるが必要な対策済み</td><td>0</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれがあるが対策実施未了</td><td>1</td></tr> </table>	調査対象施設数	4,795	調査未実施施設数	216	調査実施済施設数	4,579	アスベスト使用の施設数	176	撤去済み	50	撤去未了	126	ばく露防止措置済み	9	ばく露防止措置未了	117	ばく露のおそれなし	107	ばく露のおそれがあるが必要な対策済み	7	ばく露のおそれがあるが対策実施未了	3	調査対象施設	4,795	調査未実施施設数	427	調査実施済施設数	4,368	石綿含有保温材等使用の施設数(目視・設計図書等による調査)	176	撤去済み	31	撤去未了	145	ばく露防止措置済み	3	ばく露防止措置未了	142	ばく露のおそれなし	135	ばく露のおそれがあるが必要な対策済み	1	ばく露のおそれがあるが対策実施未了	6	石綿含有保温材等の使用の判断ができなかった施設 (目視・設計図書等による調査)	185	専門的調査の結果石綿含有保温材等の使用が判明した施設	45	撤去済み	0	撤去未了	45	ばく露防止措置済み	1	ばく露防止措置未了	44	ばく露のおそれなし	43	ばく露のおそれがあるが必要な対策済み	0	ばく露のおそれがあるが対策実施未了	1	<p>市町村課</p>
調査対象施設数	4,795																																																															
調査未実施施設数	216																																																															
調査実施済施設数	4,579																																																															
アスベスト使用の施設数	176																																																															
撤去済み	50																																																															
撤去未了	126																																																															
ばく露防止措置済み	9																																																															
ばく露防止措置未了	117																																																															
ばく露のおそれなし	107																																																															
ばく露のおそれがあるが必要な対策済み	7																																																															
ばく露のおそれがあるが対策実施未了	3																																																															
調査対象施設	4,795																																																															
調査未実施施設数	427																																																															
調査実施済施設数	4,368																																																															
石綿含有保温材等使用の施設数(目視・設計図書等による調査)	176																																																															
撤去済み	31																																																															
撤去未了	145																																																															
ばく露防止措置済み	3																																																															
ばく露防止措置未了	142																																																															
ばく露のおそれなし	135																																																															
ばく露のおそれがあるが必要な対策済み	1																																																															
ばく露のおそれがあるが対策実施未了	6																																																															
石綿含有保温材等の使用の判断ができなかった施設 (目視・設計図書等による調査)	185																																																															
専門的調査の結果石綿含有保温材等の使用が判明した施設	45																																																															
撤去済み	0																																																															
撤去未了	45																																																															
ばく露防止措置済み	1																																																															
ばく露防止措置未了	44																																																															
ばく露のおそれなし	43																																																															
ばく露のおそれがあるが必要な対策済み	0																																																															
ばく露のおそれがあるが対策実施未了	1																																																															

事業・取組	内 容	担当課																																																				
市町村教育委員会 会所管の学校等 における使用実 態調査・対策 【文部科学省調 査】等	<p>1 吹付けアスベスト</p> <p>平成17年度に実施した市町村教育委員会が所管する学校施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を踏まえ、平成18年度から、対策の実施状況等のフォローアップ調査を実施していますが、今後も引き続き調査を実施し、除去等の必要な措置を助言します。</p> <p>○結果状況（H29.10.1現在）</p> <table border="1" data-bbox="424 490 1206 665"> <tr><td>調査対象施設数</td><td>1,795</td></tr> <tr><td>調査中の施設数</td><td>0</td></tr> <tr><td>調査結果が判明した施設数</td><td>1,795</td></tr> <tr><td> ばく露のおそれなし</td><td>39</td></tr> <tr><td> ばく露のおそれあり</td><td>0</td></tr> </table> <p>2 保温材、煙突用断熱材等におけるアスベスト</p> <p>平成26年3月に「石綿障害予防規則」が一部改正されたことにより、これまでの吹き付けアスベストに加え、新たに規制の対象となった石綿含有保温材及び断熱材等について、市町村教育委員会が所管する学校施設等における使用状況調査を実施しました。今後は、ばく露のおそれがあるものについては、早期に措置するよう指導するとともに、措置済み状態のものについても、除去等の必要な措置を助言します。</p> <p>○結果状況（対象施設数はH30.10.1現在）</p> <p>(1) 室内等に露出した保温材等の使用状況</p> <table border="1" data-bbox="424 1043 1206 1252"> <tr><td>調査対象施設数</td><td>1,677</td></tr> <tr><td>調査中の施設数</td><td>1</td></tr> <tr><td>調査結果が判明した施設数</td><td>1,676</td></tr> <tr><td> 露出保温材等がある施設数</td><td>384</td></tr> <tr><td> 措置済状態</td><td>382</td></tr> <tr><td> 措置済ではない状態</td><td>2</td></tr> </table> <p>(2) 煙突用断熱材の使用状況</p> <table border="1" data-bbox="424 1321 1206 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>煙突本数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>1,677</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="2">※ばく露のおそれの有無について、調査中のものを含む。</td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>煙突の保有状況</td> <td>228</td> <td>283</td> <td></td> </tr> <tr> <td> アスベストあり</td> <td>86※</td> <td>100※</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 措置済状態</td> <td>46</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれなし</td> <td>37</td> <td>46</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれあり</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査対象施設数	1,795	調査中の施設数	0	調査結果が判明した施設数	1,795	ばく露のおそれなし	39	ばく露のおそれあり	0	調査対象施設数	1,677	調査中の施設数	1	調査結果が判明した施設数	1,676	露出保温材等がある施設数	384	措置済状態	382	措置済ではない状態	2		施設数	煙突本数		調査対象施設数	1,677	/	※ばく露のおそれの有無について、調査中のものを含む。	調査中の施設数	7	煙突の保有状況	228	283		アスベストあり	86※	100※		措置済状態	46	49		ばく露のおそれなし	37	46		ばく露のおそれあり	1	2		学校施設課
調査対象施設数	1,795																																																					
調査中の施設数	0																																																					
調査結果が判明した施設数	1,795																																																					
ばく露のおそれなし	39																																																					
ばく露のおそれあり	0																																																					
調査対象施設数	1,677																																																					
調査中の施設数	1																																																					
調査結果が判明した施設数	1,676																																																					
露出保温材等がある施設数	384																																																					
措置済状態	382																																																					
措置済ではない状態	2																																																					
	施設数	煙突本数																																																				
調査対象施設数	1,677	/	※ばく露のおそれの有無について、調査中のものを含む。																																																			
調査中の施設数	7																																																					
煙突の保有状況	228	283																																																				
アスベストあり	86※	100※																																																				
措置済状態	46	49																																																				
ばく露のおそれなし	37	46																																																				
ばく露のおそれあり	1	2																																																				

事業・取組	内 容	担当課																																																
私立学校等における使用実態調査・対策【文部科学省調査】等	<p>1 吹付けアスベスト 私立学校等（幼稚園、幼保連携型認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な助言を行います。</p> <p>○結果状況（H29.10.1現在）</p> <table border="1" data-bbox="424 454 1206 629"> <tr><td>調査対象施設数</td><td>165</td></tr> <tr><td>調査中の施設数</td><td>0</td></tr> <tr><td>調査結果が判明した施設数</td><td>165</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれなし</td><td>2</td></tr> <tr><td>ばく露のおそれあり</td><td>0</td></tr> </table> <p>2 保温材、煙突用断熱材等におけるアスベスト 私立学校等（幼稚園、幼保連携型認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）における石綿含有保温材等の使用状況調査を実施し、必要な助言を行います。</p> <p>○結果状況（対象施設数はH30.10.1現在、措置状況等はH30.10.1時点）</p> <p>(1) 室内等に露出した保温材等の使用状況</p> <table border="1" data-bbox="424 902 1206 1115"> <tr><td>調査対象施設数</td><td>161</td></tr> <tr><td>調査中の施設数</td><td>0</td></tr> <tr><td>調査結果が判明した施設数</td><td>161</td></tr> <tr><td>露出保温材等がある施設数</td><td>19</td></tr> <tr><td>措置済状態</td><td>19</td></tr> <tr><td>措置済ではない状態</td><td>0</td></tr> </table> <p>(2) 煙突用断熱材の使用状況</p> <table border="1" data-bbox="424 1182 1206 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設数</th> <th>煙突本数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>161</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="6">※内訳については同一施設内での重複あり。</td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>煙突の保有状況</td> <td>18</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>アスベストあり※</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>措置済状態</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれなし</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれあり</td> <td>4</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査対象施設数	165	調査中の施設数	0	調査結果が判明した施設数	165	ばく露のおそれなし	2	ばく露のおそれあり	0	調査対象施設数	161	調査中の施設数	0	調査結果が判明した施設数	161	露出保温材等がある施設数	19	措置済状態	19	措置済ではない状態	0		施設数	煙突本数		調査対象施設数	161	/	※内訳については同一施設内での重複あり。	調査中の施設数	1	煙突の保有状況	18	27	アスベストあり※	11	13	措置済状態	3	3	ばく露のおそれなし	5	5	ばく露のおそれあり	4	5		総務学事課
調査対象施設数	165																																																	
調査中の施設数	0																																																	
調査結果が判明した施設数	165																																																	
ばく露のおそれなし	2																																																	
ばく露のおそれあり	0																																																	
調査対象施設数	161																																																	
調査中の施設数	0																																																	
調査結果が判明した施設数	161																																																	
露出保温材等がある施設数	19																																																	
措置済状態	19																																																	
措置済ではない状態	0																																																	
	施設数	煙突本数																																																
調査対象施設数	161	/	※内訳については同一施設内での重複あり。																																															
調査中の施設数	1																																																	
煙突の保有状況	18	27																																																
アスベストあり※	11	13																																																
措置済状態	3	3																																																
ばく露のおそれなし	5	5																																																
ばく露のおそれあり	4	5																																																
学校給食調理場における調理機器等の保有状況調査・対策【文部科学省調査】	<p>県教育委員会及び市町村教育委員会が所管する学校の給食調理場の調理機器の保有及び処理状況を調査し、必要な対策・助言を行います。</p> <p>○結果状況（R5.2.9現在）</p> <table border="1" data-bbox="424 1659 1206 1787"> <tr><td>調査済調理場数</td><td>97</td></tr> <tr><td>アスベスト使用機器を保有</td><td>12</td></tr> <tr><td>浮遊の可能性あり</td><td>3</td></tr> <tr><td>処理済み</td><td>1</td></tr> </table>	調査済調理場数	97	アスベスト使用機器を保有	12	浮遊の可能性あり	3	処理済み	1	スポーツ健康課																																								
調査済調理場数	97																																																	
アスベスト使用機器を保有	12																																																	
浮遊の可能性あり	3																																																	
処理済み	1																																																	

事業・取組	内 容	担当課																
学校における石綿付金網の処理調査・対策【文部科学省調査】	<p>県教育委員会及び市町村教育委員会が所管する学校の石綿付金網の保有及び処理状況を調査し、必要な対策・助言を行います。</p> <p>○結果状況（H19. 4. 1現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 367 1193 465"> <tr> <td>調査学校数</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>廃棄</td> <td>598</td> </tr> <tr> <td>密閉保管</td> <td>44</td> </tr> </table> <p>※ 廃棄とは、学校に既に石綿付金網が存在していない状態をいう。また、従前より石綿付金網を使用していない学校についても「廃棄」に含めた。</p>	調査学校数	642	廃棄	598	密閉保管	44	学校施設課										
調査学校数	642																	
廃棄	598																	
密閉保管	44																	
病院における使用実態調査・指導【厚生労働省調査】	<p>病院における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（R5. 3. 10現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 680 1193 875"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>措置済み</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれなし</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれあり</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象施設数	61	調査結果が判明した施設数	61	アスベスト使用の施設数	16	措置済み	8	ばく露のおそれなし	8	ばく露のおそれあり	0	医療薬務課				
調査対象施設数	61																	
調査結果が判明した施設数	61																	
アスベスト使用の施設数	16																	
措置済み	8																	
ばく露のおそれなし	8																	
ばく露のおそれあり	0																	
診療所における使用状況に関する調査・指導	<p>診療所における吹付けアスベスト等の使用状況の概要等を調査し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H18. 2. 10現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1061 1193 1285"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>1,535</td> <td rowspan="6">※措置済み12施設には、措置予定4施設を含む</td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>1,254</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>措置済み</td> <td>※ 12</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれなし</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれあり</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	調査対象施設数	1,535	※措置済み12施設には、措置予定4施設を含む	調査中の施設数	5	調査結果が判明した施設数	1,254	アスベスト使用の施設数	24	措置済み	※ 12	ばく露のおそれなし	12	ばく露のおそれあり	0		医療薬務課
調査対象施設数	1,535	※措置済み12施設には、措置予定4施設を含む																
調査中の施設数	5																	
調査結果が判明した施設数	1,254																	
アスベスト使用の施設数	24																	
措置済み	※ 12																	
ばく露のおそれなし	12																	
ばく露のおそれあり	0																	
社会福祉施設等における使用実態調査・指導【厚生労働省調査】	<p>社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H30. 12. 1現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1442 938 1666"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>2,979</td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>2,849</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>措置済み</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれなし</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれあり</td> <td>9</td> </tr> </table>	調査対象施設数	2,979	調査中の施設数	130	調査結果が判明した施設数	2,849	アスベスト使用の施設数	60	措置済み	15	ばく露のおそれなし	36	ばく露のおそれあり	9	健康福祉政策課 高齢福祉保険課 こどもみらい課 障害福祉課		
調査対象施設数	2,979																	
調査中の施設数	130																	
調査結果が判明した施設数	2,849																	
アスベスト使用の施設数	60																	
措置済み	15																	
ばく露のおそれなし	36																	
ばく露のおそれあり	9																	

事業・取組	内 容	担当課														
公共職業能力開発施設等における使用実態調査・指導	<p>公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行いました。</p> <p>○結果状況（R2.12.1現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 376 1193 600"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td> アスベスト使用の施設数</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td> 措置済み</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれなし</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれあり</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象施設数	25	調査中の施設数	0	調査結果が判明した施設数	25	アスベスト使用の施設数	5	措置済み	2	ばく露のおそれなし	3	ばく露のおそれあり	0	労政・能力開発課
調査対象施設数	25															
調査中の施設数	0															
調査結果が判明した施設数	25															
アスベスト使用の施設数	5															
措置済み	2															
ばく露のおそれなし	3															
ばく露のおそれあり	0															
公営住宅等における使用実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>公営住宅（県営住宅を含む）、改良住宅、公的賃貸住宅等における「吹付けアスベスト」及び「アスベスト含有吹付けロックウール」の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H28.8.31現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 801 1193 913"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>3,102</td> </tr> <tr> <td> 調査報告のあった建築物数</td> <td>3,102</td> </tr> <tr> <td> 露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	3,102	調査報告のあった建築物数	3,102	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	建築住宅課								
調査対象の建築物数	3,102															
調査報告のあった建築物数	3,102															
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0															
道路関連施設等における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>道路関連施設（建築物）、アスベスト含有舗装の有無、道路構造物（橋梁・トンネル等）にアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H17.11.28現在）</p> <p>いずれも使用されていないことが判明しています。</p>	道路課														
河川砂防施設における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>河川管理施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1249 1193 1361"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td> 調査報告のあった建築物数</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td> 露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	57	調査報告のあった建築物数	57	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	河川砂防課								
調査対象の建築物数	57															
調査報告のあった建築物数	57															
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0															
下水道における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>下水道におけるアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1529 1193 1641"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 調査報告のあった建築物数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> 露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	3	調査報告のあった建築物数	3	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	都市計画課								
調査対象の建築物数	3															
調査報告のあった建築物数	3															
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0															
港湾施設等における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>港湾施設等におけるアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>○結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1803 1193 1915"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td> 調査報告のあった建築物数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td> 露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	37	調査報告のあった建築物数	37	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	港湾空港課								
調査対象の建築物数	37															
調査報告のあった建築物数	37															
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0															

事業・取組	内 容	担当課												
飛行場関連施設建築物における実態調査・指導【国土交通省調査】	飛行場関連施設の建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 ○結果状況（H17.11.28現在） <table border="1" data-bbox="411 349 1193 456"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	1	調査報告のあった建築物数	1	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	港湾空港課						
調査対象の建築物数	1													
調査報告のあった建築物数	1													
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0													
下水道管における実態調査・指導【国土交通省調査】	下水道管のアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。 ○結果状況（H17.11.28現在） <table border="1" data-bbox="411 560 1193 667"> <tr> <td>調査対象の施設数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった施設数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている施設数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の施設数	3	調査報告のあった施設数	3	露出してアスベストが吹付けされている施設数	0	都市計画課						
調査対象の施設数	3													
調査報告のあった施設数	3													
露出してアスベストが吹付けされている施設数	0													
卸売市場等における使用実態調査・指導【農林水産省調査】	地方卸売市場における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 ○結果状況（H29.12.1現在） <table border="1" data-bbox="411 801 1193 1008"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>措置済み</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれなし</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれあり</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象施設数	43	調査結果が判明した施設数	42	アスベスト使用の施設数	3	措置済み	2	飛散のおそれなし	1	飛散のおそれあり	0	総合販売戦略課
調査対象施設数	43													
調査結果が判明した施設数	42													
アスベスト使用の施設数	3													
措置済み	2													
飛散のおそれなし	1													
飛散のおそれあり	0													
農林水産関係教育機関における吹付けアスベスト等使用実態調査・指導【農林水産省調査】	農林水産関係の教育機関における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 ○結果状況（H18.1.31現在） <table border="1" data-bbox="411 1149 1193 1256"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>0</td> </tr> </table> ・旧農業大学校施設については、平成24年度に黒石市に譲与しました。	調査対象施設数	1	調査結果が判明した施設数	1	アスベスト使用の施設数	0	構造政策課						
調査対象施設数	1													
調査結果が判明した施設数	1													
アスベスト使用の施設数	0													
公共事業施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査・指導【農林水産省調査】	農業農村関係、水産関係の事業等で整備された施設等における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 ○結果状況 <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等が確認されたもの 1 1 ・アスベスト含有保温材等の使用が確認されたもの 1 ・調査中及び調査予定のもの 8 ○措置対策 <ul style="list-style-type: none"> ・吹付けアスベスト等が確認された 1 1 施設はすべて措置済みです。 ・アスベスト含有保温材等の使用が確認された 1 施設については、ばく露のおそれがないことを確認しています。 ・調査中及び調査予定の 8 施設については、調査結果に応じて必要な対策を講じます。 	農村整備課 漁港漁場整備課												

事業・取組	内 容	担当課												
廃棄物処理施設等における吹付けアスベストの使用状況調査 【環境省調査】	<p>地方公共団体が設置した廃棄物処理施設で、平成8年までに施工された工作物等を対象として吹付けアスベストの使用状況調査を実施します。</p> <p>○結果状況（H20.6.30現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 387 1193 667"> <tr> <td>調査件数</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td> うち措置が終了している</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> うち措置が終了していない</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> うち現時点で有無を確認できない（分析中含む）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> うち現時点で廃止されており、従事者にばく露のお それがない施設</td> <td>7</td> </tr> </table>	調査件数	94	うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	16	うち措置が終了している	3	うち措置が終了していない	4	うち現時点で有無を確認できない（分析中含む）	2	うち現時点で廃止されており、従事者にばく露のお それがない施設	7	環境保全課
調査件数	94													
うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	16													
うち措置が終了している	3													
うち措置が終了していない	4													
うち現時点で有無を確認できない（分析中含む）	2													
うち現時点で廃止されており、従事者にばく露のお それがない施設	7													
廃棄物処理施設等におけるアスベストの使用状況調査 【環境省調査】	<p>地方公共団体が設置した廃棄物処理施設で、吹付けアスベスト及びアスベスト含有製品（断熱材、保温材、石綿含有成形板等）の使用状況調査を実施します。</p> <p>○結果状況（H17.11.18現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 869 1193 976"> <tr> <td>調査件数</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>うちアスベスト製品等を使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>78</td> </tr> </table>	調査件数	98	うちアスベスト製品等を使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	78	環境保全課								
調査件数	98													
うちアスベスト製品等を使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	78													
自然公園等施設における使用状況調査・対策 【環境省調査】	<p>地方公共団体が設置した自然公園等施設における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な措置を講じます。</p> <p>○結果状況（H20.6.30現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1149 1193 1256"> <tr> <td>調査件数</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査件数	102	うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	0	自然保護課 観光企画課								
調査件数	102													
うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	0													
環境大気測定局舎における使用状況調査・対策 【環境省調査】	<p>地方公共団体が設置した環境大気測定局舎における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な措置を講じます。</p> <p>○結果状況（H20.6.30現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1424 1193 1532"> <tr> <td>調査件数</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査件数	19	うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	0	環境保全課								
調査件数	19													
うち吹付けアスベストを使用していた、 使用している、使用の可能性がある件数	0													

(3) 公的施設に係る関係機関との連携等

事業・取組	内 容	担当課
市町村所有施設のアスベスト除去経費に対する財政支援措置への対応	市町村所有施設のアスベスト除去経費について、市町村と連携のうえ、地方交付税の算定基礎数値等を的確に把握し、国に報告することにより、特別交付税により適切に措置されるよう努めます。	市町村課
社会福祉施設等へのアスベスト関係情報の提供	社会福祉施設等の安全確保のために、アスベストに関して留意すべき情報を随時提供します。	健康福祉政策課
社会福祉施設等のアスベスト除去工事等の助成	国の予算措置の状況を踏まえながら、国庫負担(補助)金制度を活用し、アスベスト除去工事等について必要な助成を行います。 ○社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金等	健康福祉政策課 高齢福祉保険課 こどもみらい課 障害福祉課
病院におけるアスベスト除去工事への対応	国の助成制度を活用しながら、関係者間の連絡調整と指導・助言を行います。	医療業務課
道路施設等へのアスベスト関係情報の提供	各出先機関及び市町村に対してアスベストに関する留意すべき情報を提供します。	道路課
学校等のアスベスト除去経費に対する財政支援措置への対応	公立学校、私立学校等のアスベスト対策工事に対する財政支援の拡大等について、国に要望します。 ○要望実績 ・平成17年11月11日 文部科学省、財務省、総務省に要望書を提出	学校施設課 総務学事課
既存建築物のアスベスト改修事業等の補助制度の周知	民間建築物のアスベスト対策工事等に対する国の補助制度が創設されたことから、市町村等に対して補助制度の周知に努めます。 ○住宅・建築物アスベスト改修事業の活用事業調査の実施	建築住宅課